

回覧

入山辺地区衛生協議会からのお知らせ ゴミの野焼きにご注意を！

「野焼き」とは？

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」と言います。

「野焼き」は、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴など、法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれており、例外を除いて法律により禁止されています。



ドラム缶・簡易焼却炉で燃やす



ブロックで囲って燃やす



穴を掘って燃やす

違反した場合は

5年以下の懲役、1000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

「野焼き」の例外とは

○たき火やそのほかの日常生活上で通常行われる焼却で軽微なもの

例：落ち葉たき、焼き芋、キャンプファイヤーなど

○農業・林業・漁業等に伴うやむを得ない焼却

例：畦焼き、もみ殻、伐採した枝の焼却など

○伝統行事や宗教上の行事で行う焼却

例：三九郎、塔婆供養など

○他の法令に基づく焼却

例：森林病虫害が付着した木材の焼却など

○国や地方自治体が施設管理のために行う焼却

例：河川管理を行うために伐採した草木の焼却など

空気が乾燥しています。
やむを得ず焼却する場合は、火の始末に十分にご注意ください。



※例外とされた行為でも、むやみに燃やして良いという事ではありません。火災を招いたり、ダイオキシン類等人体への有害物質が発生したり、煙やにおいが近隣への迷惑となることに十分ご配慮をお願いします。

ゴミの収集ルールの徹底を

- ・家庭から出た廃棄物は、決められた回収日・方法で出しましょう。
- ・事業所から出た廃棄物は、処理業者へ回収を委託しましょう。



地域の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いします。